

20周年を迎えるミランクラブネパール その2

特定非営利活動法人ミランクラブジャパン
理事長 マダ-ブ ナラエン マナング-ル

前月号に引き続きミランクラブネパールの20年間の活動を紹介します。

ミランクラブネパールがボランティア活動を行うに際し、ネパール内務省 CDO (Chief District Office) カトマンズ郡局から非営利活動法人として認可を得ることが必要であった。1992年3月23日に登録番号 306/048/049 で認可を得た。ミランクラブジャパンが NPO 法人として、さいたま市から認可されているのと同じである。しかしネパールの場合、NGO、NPO の区別なく NGO 団体と総称され、団体は必ず認可が必要となる。各役員のネパール国民身分証明書、団体規約を提出し申請を行った。毎年、活動・会計報告が義務付けられている。

また2009年からネパール女性・児童及び社会福祉協会の SWC (Social Welfare Council) にも登録し(登録番号 22457) ボランティア活動は広い範囲で行えるようになった。地域社会や農村部における発展に関わる活動も行える。この登録制度は2000年から始まり、それ以前は登録なしでも行えた。

役員の活動は多岐に渡る。

ボランティア登録後、5,6人の役員で各村を回り、ミランクラブの主旨に沿った女子を探し出すことから始まった。新聞に募集広告も出したが、効果はなかった。地方や貧困家庭では新聞を読める環境にはなかったから、また運良く目に触れる機会があったとしても読めない現実もあった。それがはっきりと分かって、役員は定期的に村々を回った。

奨学金の支援のみならず学校への入学手続きも行った。ネパールでは義務教育制度がないため、各学年の年齢はまちまちである。

ある年、奨学金を受けていた子が病気になり学校へ行くことができなくなる事態が起こった。貧しさゆえの栄養不足、

医療を受けることへのハードルの高さがある。健康を損なうことは就学の機会への影響大と、その年だけになってしまったが、埼玉県の助成金の一部を里子たちへの健康保険に充てた。ネパール国内では初めてのことであった。

役員たちはどうすれば日本からの援助を有効活用できるか、どうすれば本当に困っている子供たちに行き渡るか、子供たちにとってのより良い活用を常に考え話し合った。役員会は定期的に開かれている。

初期の活動では、ミランクラブジャパンとの連絡はファックスや国際電話・郵便を使うしかなく IT 化の進んだ今と比べると時間も労力も費用も要した。

この20年の間には里子の健康診断、村人へのアイキャンプ(目の健康診断)、ルブ村、バネパ村への植林、ネパール南部のダーディング村へミランクラブジャパンからの洪水被害義援金・支援物質の運送・配布、タンコット村で自立支援のための職業訓練(養鶏業)等、行い地域貢献にも尽力した。

定期的に子供たち、教師と接し学業状態、健康状態、家庭の状況等、役員とコーディネーターでチェックしている。

日本からの里子訪問、個人訪問、教師派遣の際の世話役やイベント開催、理事訪問の際の合同ミーティングと、やることは多い。

最初はカトマンズ盆地中心の活動だったが、より貧しい地方へ活動の場を広げた。支部を立ち上げ、支部長、支部関係者は女性を置いた。

全ての活動は役員が動くことで実現している。

この20年間ミランクラブのように女子だけへの奨学金支援制度を取り入れている団体は他になく、ネパール国内での評価は高い。 続く...